

令和5年6月15日

小学5年・6年、中学生 保護者 様

那覇市立教育研究所
所 長 幸地 巧

那覇市学習用モバイルWi-Fiルーター貸与の申請について

那覇市では、今年度の夏季休業から、一部の学年において児童生徒の家庭学習の充実等のため、端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。

学習用タブレット端末はWi-Fi環境下で使用するため、就学援助または生活保護を受けており、Wi-Fi環境がご家庭にない世帯に対しては、学習用モバイルWi-Fiルーター（以下「Wi-Fiルーター」という。）の貸与を実施いたします。

Wi-Fiルーターの貸与を希望する場合は、下記をご確認のうえ申請をお願いいたします。

記

1. Wi-Fiルーター貸与に係る申請について

- (1) 対象者 : 申請時点で就学援助または生活保護を受けており、自宅にWi-Fi環境がない世帯
- (2) 提出物 : 那覇市学習用モバイルWi-Fiルーター等貸与申請書（別紙2）
- (3) 申請期限 : 令和5年6月28日（水）
- (4) 提出先 : 在籍する学校
- (5) 注意事項 : (ア) 申請時点で就学援助または生活保護を受けていることが条件となります。申請期限以降に就学援助または生活保護を受ける事になった際は学校にご相談ください。
(イ) 同じ学校に在籍し続けても、毎年度申請が必要となります。
(ウ) 一世帯に1台の貸与となります。那覇市立小中学校に通うきょうだいがいれば、上の子の学校へ申請してください。
- (5) 受取期間 : 別紙2の申請書を提出された保護者は、たいへんお手数ですが、**令和5年7月12日（水）～20日（木）の期間に学校訪問のうえルーターを受け取り、引き換えに受領書を提出ください。**

2. その他

- (1) 当面、Wi-Fiルーターに係る通信料は本市で負担しますが、貸与した機器に係る電気料金をご家庭での負担となります。
- (2) Wi-Fiルーターは学習以外には使用できませんので、学習用タブレット端末以外の機器を接続しないでください。学習に必要とされるデータ通信容量（20GB/月）を越えますと月末まで通信速度が制限されます。
- (3) 学習活動(家庭学習も含む)における破損・故障の場合、基本的には弁償などの負担を求めることはありませんが、故意による破損や、通常の使用状況を逸脱しての故障などの場合、ご家庭等に弁償を求めることもあります。
詳しくは以下のQRコードを読み込みご覧ください。



学習用タブレット端末とその付属品の
破損・故障等の対応についてのお願い



端末等の持ち帰りに関するページ

問い合わせ先

那覇市立教育研究所
情報支援G 098-917-3441